

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社における独占禁止法違反に関しまして、多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、一連の法令違反を風化させることなく、永続的にコンプライアンス経営を推進していくことを目的として、再発防止に係るモニタリング状況を半期毎に経営会議・取締役会に報告しております。

前回、2020年6月1日に第三者による監査における評価・提言の内容等と共に、再発防止策の進捗状況についてご報告しましたが、改めて2020年度上半期における2016年3月25日公表「独占禁止法順守に向けた再発防止策」及び、2020年1月24日公表「調査委員会の提言に対する当社具体的再発防止策」に関する取り組み状況についてご報告いたします。

記

1. 再発を未然に防止するための教育の徹底

①意識レベル向上を目的とした研修

今期、9月までに実施した階層別のコンプライアンス研修において、77名に対して独占禁止法違反による影響等を教育しました。

②事業所におけるコンプライアンスを推進させるための研修

全事業所に配置したコンプライアンス推進責任者（87名）に対し、必要な知識の習得と責任ある立場にあることを再認識させる目的で、全国8か所で独占禁止法研修を実施しました。

2. 再発の探知と監視体制の強化

①網羅的な事業所監査

今期、92事業所の監査を計画しています。

2020年5月1日に受領した第三者による監査報告書における提言を受けて、監査チェックリストの改定を行い、独占禁止法順守マニュアルにて規定している競合他社職員との接触記録や、製品部門における値上げ等の価格を決定するに至るプロセスが適正に記録、報告されているかを確認しています。

②製品部門に対する第三者による定期監査

前期より開始したアンケート（年2回実施）の今期第1回を9月に実施しました。
来年3月に実施する第2回のアンケート結果と事業所往査の結果と共に、第三者である弁護士の監査を受ける予定としています。

3. 意識改革の継続

社内報等におけるトップメッセージの掲載や「コンプライアンス便り」、「コンプライアンスメールマガジン」などのツールを用いて、全役職員に対し、会社の法令等遵守を徹底するという方針を継続的に発信しています。

以上